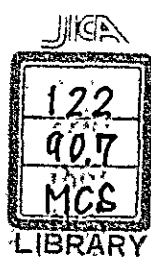


タイ国カンボディア難民医療対策専門家
待遇及び補償
[改訂版]

昭和 57 年 1 月

国際協力事業団
医療協力部



国際協力事業団	
受入 月日	84. 3. 23
	122
登録No.	01914
	90.7
	MCS

タイ国カンボディア難民医療対策専門家にかかる待遇及び補償

I 待 遇

(1) 待遇一覧表

専門家の号	支 度 料	日当・宿泊料(90日合計)	国内俸(3ヶ月合計)
特	123,200	1,403,260	1,146,000
1	111,650	1,225,800	951,000
2	100,100	1,225,800	765,000
3	94,300	1,048,400	654,000
4	88,550	1,048,400	555,000
5	77,000	1,048,400	465,000
6	77,000	879,000	381,000

(a) 支 度 料

派遣期間3ヶ月以上1年未満の場合、上記の支度料が支給される。

(b) 日当・宿泊料

本邦出発の日から本邦帰着の日までの間事業団の規定により支給する。

3ヶ月合計の日当・宿泊料を上記に示す。

(c) 国 内 俸

所属先がなく自営者でもない専門家は、上記の国内俸(3ヶ月合計)が支給される。

(2) 特別技術手当

医師又は歯科医師であって大学卒業後、その者の専門分野において10年以上の経験を有する者に対し、1日あたり3,000円を支給する。

(3) 航空運賃

東京ーバンコック間往復の航空券を現物支給する。

(※ 使用済航空券は帰国後、事業団に提出して下さい)

(4) 旅行雑費

(a) 健康診断料

派遣期間が3ヶ月以上2年未満の場合、最高15,000円までの実費額を支給する。

(b) 予防接種

コレラの接種費用は実費支給する。

JICA LIBRARY



1042134[5]

(c) 空港使用税

実費支給（成田，バンコック両空港）

(d) 国内旅費

地方在住の専門家には，当事業団の規定により支給される

※ 但し，航空機利用の場合は使用済搭乗券（往復）又は領収書を帰国後事業団に提出して下さい。

※ 東京－成田空港間リムジンバス利用の場合は，使用済乗車券（往復）を帰国後事業団に提出して下さい。（但し，派遣期間が3ヶ月以上の場合に限ります）

(a)(b)の立替領収書は出発前に，(c)の領収書は帰国後，事業団に提出して下さい。

(5) 所属先人件費補てん

当事業団は所属先からの申請に基づき，所属先が支払う給与（俸給，扶養手当，住居手当，調整手当）期末手当，社会保険料等を規定により算定し，月額55万円を上限額として所属先に対し補てんを行う。

なお，所属先のない専門家には国内俸を支給する。

II 補 償

(1) 海外共済会

・弔慰金	30,000,000 円
・遺族特別給付金	1,000,000 円

(2) 海外旅行傷害保険（現行ではカンボディア難民医療対策専門家のみ、又視察団においては対象となりません）

・事故死亡保険金	20,000,000 円
・疾病死亡保険金	10,000,000 円

(3) 労災保険特別加入

・死亡が業務上の事由であると，国（労働基準監督署）が認定した場合（3号の場合）

① 遺族補償年金

※

1年につき 8,000円/日×(153日～245日)

※ 遺族の人数に応じて決定

② 遺族特別支給金（一時金）

3,000,000 円

③ 葬祭料（一時金）

8,000円/日×60日 = 480,000 円

JICA